

◎えびの市市民表彰基準

えびの市表彰条例第2条の規定による表彰に該当すると認められる基準はおおむね次のとおりです。

1 地方自治の進展に貢献された方又は団体

- (1) 市政の遂行又は住民自治の振興発展に特に功績が著しい方又は団体
- (2) 消防、防災、防犯又は交通安全に率先尽力し、特に功績が著しい方又は団体
- (3) その他市政の振興発展に関し、特に功績が著しい方又は団体

2 産業経済の発展に貢献された方又は団体

- (1) 農林水産業、商業又は工業等の産業振興について特に功績が著しい方又は団体
- (2) 運輸交通事業、土木建設事業又は観光事業等の振興に特に功績が著しい方又は団体
- (3) その他産業経済の発展に特に功績が著しい方又は団体

3 教育、芸術、体育、文化の進展に貢献された方又は団体

- (1) 学校教育又は社会教育の振興に特に功績が著しい方又は団体
- (2) 芸術文化の発展向上に特に功績が著しい方又は団体
- (3) 体育の振興に特に功績が著しい方又は団体
- (4) 文化の進展に特に功績が著しい方又は団体
- (5) その他教育、芸術、体育、文化の進展に特に功績が著しい方又は団体

4 公共の福祉に貢献された方又は団体

- (1) 社会福祉、保健衛生又は労働福祉の発展向上に特に功績が著しい方又は団体
- (2) その他公共の福祉の増進に寄与し、特に功績が著しい方又は団体

5 市民生活の向上、社会道徳の高揚に貢献された方又は団体

- (1) 市民の模範となる篤行があり、市民一般が認める方及び団体
- (2) その他市民生活の向上、社会道徳の高揚について特に功績が著しい方及び団体

6 その他

- (1) 功績事項が時間的継続性を有し、地域に密着しているものであること。

◎功績調書作成の留意点

功績調書の記入にあたっては、次の点に留意してください。

- 1 功績調書は、必ず所定の用紙を使用してください。所定以外のものは参考資料として扱います。
- 2 資料を添付する場合は、関係するものを精選してください。
- 3 功績調書は、候補者の功績を判断するための重要な資料ですので、単に経歴を列挙することなく、主要な功績について項目別に具体的な内容を記載してください。なお、過去に今回の推薦の原因になった事項に関してえびの市又は他の団体から表彰され、あるいは新聞等に紹介されたものがある場合は、その旨を記載するとともに資料として添付してください。